

# 改教時報

第 八 号

明治三十二年一月一日發行

佛教徒國民同盟會綱領

一、本會は佛教徒國民同盟會と稱す

二、本會は僧侶を除き佛教各宗信徒及通佛

教的道德の感化を受けたるものをして

組織する

三、本會の目的は佛教本來の面目を發揮し

其感化によりて先づ國民の一一致力を整

間にし漸く富國の術を講して國家の獨

立と社會の文明とに資せんとするにあ

り

四、右の目的を達せん爲に本會が着手す

べき事業の方針を定むるに左の如し

(イ) 各宗管長及各宗高徳に本會の贊助を

求むること

(ロ) 各宗僧侶を獎勵し其學徳を修め其品

位を高めしめ又其從來の惡弊を改善せ

しむること

(ハ) 政府をして公認教の制度を立てしむ

ること

(ニ) 政府をして速かに非公認教に對する

處置を明了ならしむること

(ホ) 政府をして公認教を保護せしむるこ

と共に又其監督を嚴にせしむること

(ト) 社會問題を研究し社會的慈善的事業

を興すこと

(チ) 新聞雜誌其他有益の書籍類を發刊す

ること

(リ) 佛教の繁榮を妨げんとする不正の行

爲を爲すものあるを見認むるときは官

民の區別なく自衛上飽くまで之を排斥

すること

(ソ) 本會は佛教各宗の合同は勿論他宗教さ

れども宗義及宗制上我國体と衝突せざる宗

派は相提携して社會の改善を謀らんこ

とを期す

## 政教時報

政黨と宗教

政治家が宗教を度外視するは、根本的の誤なり、一個人として宗教を信せざるは或は可あらん、國家を組織する一員として、宗教を度外視するは恕すべからざるなり、若し政府にして、宗教を顧みずせんか、則政府が爲すべき義務を放棄して、宗教の任務は、公共の安寧、道德、信仰を増進するに在るは、萬世不易の原則なるに、今政府が其本職を捨て、各個人の意思に任せ、事の成行を傍観せんとするが如きは、失體不親切の至といふべし、政府にして然らば其政府を組織すべき政黨にして、宗教を無視して可ならんや、故に歐洲各國の政黨なるものは、皆其綱領に於て、宗教の事を掲げざるなし、今最も組織的頭腦を有する獨逸人の各政黨の綱領中、宗教に關する條項を示さん

保守黨政綱

第四條 宗教は國家存立の基礎なるを以て、吾人は、宗教的普通教育の必要なるを認む、吾人は、宗教戰爭を以て、國家の一大不幸と認定す、吾人は、一方に於ては、國家の權力を是認すると同時に、他方に於ては、國家は宗教の範圍内に侵入するの非なるを認む、故に、此主義に基き、宗教戰爭中に發布せられたる法律規則を復審するを以て、主義とす、

ものと云ふべからざるなり、翻て我國に於ける從來宗教の取扱を察するに、古來歴史上の事は言を待たず、維新以後今日に至るまで、國家が神佛二教を以て公の事業として取扱ひたるは明らかなる事實なり、みよ政府は神官僧侶の任免等を以て各宗管長に委任し、又宗制寺法を認可するにあらずや、換言せば神佛二教を以て公教認として取扱へるものにあらずや、それは明らかなる事実なり、みよ政府は神官僧侶の任免等を以て各宗管長に委任し、又宗制寺法を認可するにあらずや、換來の爲めに慮るものなかりしを以て未だ公認教の制度を確立せざりしのみ、而して吾人が主張する所正に法文上に於て其の制度を確立するにあり、抑も宗教は社會的一大要素にして國家の原動力なり、故に國家たるもの宗教に對して責任を有す者須らく、審かに其教義、歴史、組織、儀式を察し、宗教の種類によりて公の事業として認定すべきや否やを決するは内地難局の期眼前に迫る、實に宗教制度の確立は刻下緊急の實行問題なり、既に改正條約上外國人に對して良心の自由の宗教を許すの語あり、然れども憲法の宗教自由と同様に對して初めて確定するもの此の際に至りて、政府も亦倉皇として宗教法案を草し、屢々其缺點を察して、再三其稿を改め今や正さに其進行中に入り、其結果果して吾人をして満足し得べ

## 宗教法の性質

説

常盤大定

宗教の取扱へ就ては、全く放任にする事米國の如くするか、或は露國の如く國教主義を採用するか、苟も國家を思ひ宗教を思ふもの冷然黙視すべきの時ならむや茲に吾人は佛教徒として其所信を暴露し、國民として其主義を樹立し、徹頭徹尾斷々乎として公認教制度の確立を主張するものなり。

帝國保守黨の綱中左の言わり、吾人は信仰の自由を唱ふると同時に、學校に關する國家の權力を、正當に保持せん事を希望す、非猶太黨政綱成るべく、基督教會をして、國家の羈絆の下より脱せしむる事、及完全なる宗教の自由を期す、中央黨政綱普魯西の憲法により、教會の獨立を保守する事、宗教的學校教育に對する攻擊に對して、十分なる防衛をなす事、宗敎的婚禮の制を遵守する事、獨逸各政黨の政綱に於て、宗教に對する主義を宣言する事斯の如し、此仙社會黨と雖も、亦た其政綱には宗教に對する條項あり、斯の如くなるを以て、政黨の主義に根底あり、舉動高尚にして、黨員に徳操あり、我國の政黨の現状は如何にぞや、余輩最負目を以て見るも、歐米諸國の政黨に對して、其發達の幼稚なるは、然もあるべしと雖も、其舉動の品位徳操無きに至りて、赤面せざるを得ざるなり、是何に由りて然るかといへば、疑もなく、宗教を度外視せるもの、其重なる原因なりと云ふべし、而して自ら爲政の局に當るときは、忽ち宗教政策に於て、失敗を取り、或は言ふ、宗教に付て條項を設けざるは、則宗教を分離し宗教の自由を重ずる所以なりと、何を

世の公認教を口にするもの其意義の何たるかを知らずして之を唱へ、之を議するもの亦其意義の何たるかを知らずして之を議す、是吾人は爲めに取らざる所なり、此際吾人は公認教の意義を明らかにするの必要を有る、夫れ公認教とは國家が公法上に於て或宗教を認定し、劃然たる制度を立つの謂なり、換言すれば國家が或宗教を以て公の事業として之を認定するを云ふ、是決して世の國教論者の如き公認教一致を企圖する迂闊なる議論若くは舊佛教者の冀望なる卑劣保護論にもあらず又憲法上に於ける宗教自由の明文を解して、諸種の宗教を公認せる者なりと速断する短見者流にもあらざるなり、依然、國教論の如きは今日言ふべくして行ふべからざるもの、今殊に之を論ずるの要をみず、然れども他の宗教自由を以て漫然として其所信を暴露し、國民として其主義を樹立し、徹頭徹尾斷々乎として公認教制度の確立を主張するものなり。

國教論の如きは今日言ふべくして行ふべからざるもの、今殊に之を論ずるの要をみず、然れども他の宗教自由を以て漫然として其所信を暴露し、國民として其主義を樹立し、徹頭徹尾斷々乎として公認教制度を以て公の事業として之れを認定し、所謂公認教の制度を確立せざるものなし、蓋し宗教自由も公認教の保障を與へざるものなし、然れども亦何れの國も公認教制度を以て公の事業として之れを認定し、所謂公認教の制度を確立せざるものなし、蓋し宗教自由とは唯個人が宗教信仰上に於ける自由意思を妨げずと云ふに過ぎざるのみ、決して國家が公の事業として之を認定したる

豪傑カブール氏の言へる、「自由國家に自由宗教」なる語を質す。彼は「これに重んずるにあらずじて、無主義無意見を重するものなり、斯るものは決して完全なる政黨となり得べからざるなり、

行せんと欲したれども、實際は決して之を許さずして、遂に今日の如く、羅馬法王に無限の特權を與へ、教會に莫大の權利を附與したり、蓋し革命の當時には、一時理想に驅られて歴史を忘れたる處置を爲すは、世間有勝の事なり、佛國大革命の際、舊來の宗教を排して、自由の女神を拜したる、我明治維新的當時、盛に廢佛毀釋の論の行はれたる如き、皆同一輒に出つるものなり、然れども、歴史を顧みず、國情を捨てたる理想は、到底國家の福祉にもあらず、又長く行はるべきにもあらざるなり、當局者思を三たび此處に致して、宗教を編製すべきなり、然らずして、漫りに理想に馳するか、或は比擬的に新琴の宗教に便利多き事あらんか、支那の二の舞を演じて、外交上の困難をも惹起さんも知るべからず、此が處置宜しきを得んど欲せば、須らく獨逸諸國の例に鑑みて、公認教制度を確立するの外あらざるなり、

## 監獄教誨の主義

本多辰次郎

總て公同團体に於ては、絕對的に個人の自由のみを尊重すべからざるなり、例へば一學校に於て、一定の主義なく、只管教師の意見を重ずるさせよ、教師は各其信する所欲する所を教授せん、是に於て互に其論を反覆するあり衝突するあらば、決して之を公共の教育といふを得ざるなり、此處に教育せらるゝ生徒は、何れに從ふべきかに迷はざるべからず、此無主義無定見より起る迷惑は、德育の場合に於て最も甚しへどす、

く如き事は、斷じて爲すべからざるなり、或る一定の教義によりて、教誨せん事は、國家の義務なり、然らば我が邦に於て、何の教に由りて教誨せんとならば、國民多數の信仰する佛教に由るべきは固より當然の事なり、而して巢鴨監獄の如きは一典獄の私を以て一朝卒爾として其主義を變更したるもの、甚しき不都合と云はざるべからず、而して世人の激昂せし所以のものも亦其主義の變更にあり、政府たるもの亦其非を認め、有馬典獄を左遷し乍ら何が故に其主義を復舊せざる、茲に吾人は政府の緩急を詰めると共に全國の同憂諸氏に警告せむ、若し巢鴨問題にして落着せず、猶萬一有馬典獄の如き一己の私を以て教誨主義を破壊するものあらむか最後の大決斷を以て飽迄主義の爲めに奮闘せざるべからず。

## 一、内閣及び貴族兩院へ監獄教誨師は佛教教師を以てするの利なるを稟議する事

かくて同會にては徹頭徹尾佛教青年會の方針に従ひ旨を青年會に通知して着手運動を始めぬ、別に

## ◎大阪僧侶の一團ありて昨年十一月七日難波別院に

會して協議會を開き、有志の會するも五十名餘、小江自

次で監事小江自慶氏の手を経て大谷派本山へ向て建議書を差し出し、又諸方に演説會を開會せり、

## ◎京都の有志。は十月三十日、十一月十九日の兩回

花見小路祇園館に於て演説會を開會し、和田大圓、松山哲夫、

小林智圓、千原圓定、大溪専、吉武堯雨、山根清丸、土屋觀

山、段證依秀、林寂雄、和田教山、三山元樹、稻葉了證、間

野闇門、本多澄雲、五百井珉雄の諸氏出演し、兩回共聴衆

館内に満ち渡りて爲に該地の人心を喚起するを得たりと、か

くて同地の有志者は日一日、此問題の爲めに氣焰の盛あるを

見て下京區不明門通五條に

## ◎全國佛教各團體交渉事務所

一本所は佛教の教理に依準して皇室を擁護し國民永遠の幸福を獲得するを以て

## 主義

## 教

## 政

## 時

## 報

## 主義をす

## 目的

一右の主義に關して設置せられたる全國各種の團體に交渉して一致の運動定むること左の如し

二 佛教を以て公認教たるの實を擧げしもことを政府に請願することを謀り又特に全國の佛教信徒を糾合して茲に大日本佛教徒國民同盟團を組織し佛教徒本來の面目を發揮するを以て目的とする

三 佛教の繁榮を妨げんとする不正の行為を爲すを認める時は何人に拘らず自衛上飽迄之を排斥すること

四 何人に關らず吾人同志は基督教徒を以て國縣市郡町村の議員に推薦せらるること

五 巢鴨監獄問題を尊火線とし今後内地難居の準備として當局者をして政教の關係を劃然たらしむる法規を制定せしむること

六 監獄教誨の主義は宗教に在り特に佛教を以て執行すべきことを前問題より關し全國各團體及び同盟團を代表したる請願書を政府へ提出すること

七 巢鴨監獄問題は政權を以て教權を蹂躪したるものなれば飽迄政府に反省を求め速に善後策を講せられんことを請ふことを

八 前問題より關し全國各團體及び同盟團を代表したる請願書を政府へ提出すること

九 地方に特派員を派し大に輿論を喚起すること

一 此際を期し政教分離の實を擧げしむる事

二 其の方法として大に世の公論に訴ふる事

◎ 江州南部佛教同盟會 にては昨年十一月十六日大津市大谷派別院に於て近江南部九郡の有志僧侶大會を開き、運動方法を協議せる結果左の諸項を決議せり  
 一 本會を近江國佛教同盟會と稱する事  
 二 本月二十九日大津市に發會式を兼ねて大演說會を開き地方の輿論を喚起する事  
 三 引續き各都都會の地に演說會を開くこと  
 四 義捐金を募集して大日本佛教青年會若くは社會評論社等に寄附し這般の運動を援助する事

尙同會よりは總代二名の名を以て本誌發刊について鄭重なる祝文を送られたり  
 以上關西に於ける運動の大要をも

◎ 社會評論社 監獄問題の起るや、全國の各國体に卒先して運動を始めたるは、社會評論社なり、その第三號の紙上に於て「監獄教誨に於ける宗教問題」と題して有馬典獄の私曲を攻撃し、十月十八日に至ては「全國の佛徒に檄する書」といへる書簡体の檄を飛して同志の奮起を促し、又同社にては隱然内部に盡くそ所少からざりしが、同社と姉妹の關係ある東京大派未寺同志會の爲めに發したる飛檄の爲めに、十一月十日俄然内務大臣より自今「社會評論」の發行差止を命ぜられ、遂に同社は本問題の爲めに殉したり、同社は加藤咄堂、安藤鐵鷹兩氏の主幹するところにして本問題の爲めには安藤氏主として斡旋の勞を取りたりき、

◎ 東京大派未寺同志會 昨冬十月三十一日東京府下大谷派百三十五箇寺の未寺諸氏は、淺草本願寺に集りて相談會を開き、急流直下の勢を以て東京大派未寺同志會を組織し十二名の委員を選んで本會創立の事務、並びに本問題運動の

◎ 江州南部佛教同盟會 にては昨年十一月廿九日午後六時より大津市大黒座に於て發會式を兼ねて盛なる演說會を開催せり  
 ◎ 北部三郡 にても十二月六日五村別院を初めとし、東淺井、伊香、坂田の各郡にて、本多澄雲、五百井眠雄、間野闘門等の辯士を聘して所々に演說會を開き又京都に代表者を派して運動せしめり  
 ◎ 美濃 に於ては更にその聲を聞かざりしが、岐阜市に於て山田頼次郎等の諸氏ありて私かに同志を結合して目下本會支部を設立せんとの計畫中なりといふ、又揖斐郡本郷地方に於て櫻井榮壽氏、坂國盡力せらるゝ處ありて大に氣氛を高めつゝありといふ  
 ◎ 播州二爲會 にては昨年十一月十九日姫路別院に於て播磨一圓の組長视察廿六名、外に後藤祐護、藤谷惠實氏等を初めとして百餘名の人々會合して種々動運の方針を議して終に役員の選舉を行ひ、藤谷惠實、木村圓淳、赤松福應、高濱宣雄、長谷岡唯一、小谷丁全、泉宣正、中川惠輪、矢木正遵、原水正順、西川諦亮の諸氏當選せり、次で姫路市豊岡に於て櫻井榮壽氏、坂國盡力せらるゝ處ありて大に氣氛を高めつゝありといふ  
 ◎ 關東并に甲信

監獄問題の起るや、全國の各國体に卒先して運動を始めたるは、社會評論社なり、その第三號の紙上に於て「監獄教誨に於ける宗教問題」と題して有馬典獄の私曲を攻撃し、十月十八日に至ては「全國の佛徒に檄する書」といへる書簡体の檄を飛して同志の奮起を促し、又同社にては隱然内部に盡くそ所少からざりしが、同社と姉妹の關係ある東京大派未寺同志會の爲めに發したる飛檄の爲めに、十一月十日俄然内務大臣より自今「社會評論」の發行差止を命ぜられ、遂に同社は本問題の爲めに殉したり、同社は加藤咄堂、安藤鐵鷹兩氏の主幹するところにして本問題の爲めには安藤氏主として斡旋の勞を取りたりき、

◎ 東京大派未寺同志會 昨冬十月三十一日東京府下大谷派百三十五箇寺の未寺諸氏は、淺草本願寺に集りて相談會を開き、急流直下の勢を以て東京大派未寺同志會を組織し十二名の委員を選んで本會創立の事務、並びに本問題運動の

尙同會よりは總代二名の名を以て本誌發刊について鄭重なる祝文を送られたり  
 以上關西に於ける運動の大要をも

◎ 社會評論社 監獄問題の起るや、全國の各國体に卒先して運動を始めたるは、社會評論社なり、その第三號の紙上に於て「監獄教誨に於ける宗教問題」と題して有馬典獄の私曲を攻撃し、十月十八日に至ては「全國の佛徒に檄する書」といへる書簡体の檄を飛して同志の奮起を促し、又同社にては隱然内部に盡くそ所少からざりしが、同社と姉妹の關係ある東京大派未寺同志會の爲めに殉したり、同社は加藤咄堂、安藤鐵鷹兩氏の主幹するところにして本問題の爲めには安藤氏主として斡旋の勞を取りたりき、

◎ 東京大派未寺同志會 昨冬十月三十一日東京府下大谷派百三十五箇寺の未寺諸氏は、淺草本願寺に集りて相談會を開き、急流直下の勢を以て東京大派未寺同志會を組織し十二名の委員を選んで本會創立の事務、並びに本問題運動の

尙同會よりは總代二名の名を以て本誌發刊について鄭重なる祝文を送られたり  
 以上關西に於ける運動の大要をも

◎ 社會評論社 監獄問題の起るや、全國の各國体に卒先して運動を始めたるは、社會評論社なり、その第三號の紙上に於て「監獄教誨に於ける宗教問題」と題して有馬典獄の私曲を攻撃し、十月十八日に至ては「全國の佛徒に檄する書」といへる書簡体の檄を飛して同志の奮起を促し、又同社にては隱然内部に盡くそ所少からざりしが、同社と姉妹の關係ある東京大派未寺同志會の爲めに殉したり、同社は加藤咄堂、安藤鐵鷹兩氏の主幹するところにして本問題の爲めには安藤氏主として斡旋の勞を取りたりき、

◎ 東京大派未寺同志會 昨冬十月三十一日東京府下大谷派百三十五箇寺の未寺諸氏は、淺草本願寺に集りて相談會を開き、急流直下の勢を以て東京大派未寺同志會を組織し十二名の委員を選んで本會創立の事務、並びに本問題運動の

◎ 伊勢大和河内等 の諸國に於ても氣氛漸く高まり、藤鄉了澄、三山元樹の諸氏なりしと、同地には市本願寺派虎屋御坊にて相談會を開き、脇坂法喚氏の演説してその主意を發布することに決議せりと  
 ◎ 伊勢大和河内等 の諸國に於ても氣氛漸く高まり、藤鄉了澄氏の報告あり、閉會後發企人等會議の上檄文を飛ばしてその主意を發布することに決議せりと  
 ◎ 伊勢國有志者は四方に飛檄して十一月三十一日桑名別院に會合を開き、遂に伊勢國大谷派同志會を組織したり、又大和國宇陀郡の有志より、總代數名連署し青年會の趣旨を賛同し、且つ本會に入會を申込み、又河内國北河内郡住道村に於て河内住道青年會起て演説會を開き、稻葉、赤坂、間野の諸氏出演ありて、大に氣氛を高め、本月七日再び第二回演説會を開き、間野、新井、稻葉、五百井、諸氏出席同地には未會有の盛會たりしと  
 ◎ 關西佛徒同盟會 以上の如く關西に於ての運動は日を追て激甚と成れるが中にも京都混和會、全國佛教各團體交渉事務所、播磨二爲會、河内住道青年會、大阪佛教壯年會の各團體は聯合して關西佛徒同盟會を企て、十二月十一日を下して、大阪市内外は勿論、東は尾張より西は九州に至る各地團體を初め、あらゆる佛敎徒の會合を大阪南地明月樓に舉行し、非常の盛會を以て式を了へ、幹事五名、商議員三十名、主計三名を選定して散會したり

精、天内青巒、野々山廣蘭の三氏日演し、文佛教法話會にても同地梅か枝町大谷派本願寺支院に於て十二月廿一日演説會を開きて、南條文雄、近角常觀、上杉文秀等の諸師出演本問題に關する氣焰を高めたり。

◎横須賀の有志 横須賀軍港慈惠學堂主事市川節三氏は佛教青年會の運動に賛成して爾後共同一致の運動を爲さんとを望み、尙且下學堂組合員三百餘名を卒みて本會支部設立に盡力中なり。

◎眞言宗教津會 神奈川縣中郡大山村に於ける同會は本問題に關する青年會の運動に賛成して昨十一日集會を開き左の決議案を青年會に送致したり。

神奈川縣眞言宗第二法務支所管下第二教區教津會員五十五ヶ寺住職僧侶は大日本佛教青年會對內務省運動は吾佛教全體に關する必要事業を認め茲に明かに同情を表すことを決議す。

◎栃木並に茨城 栃木縣芳賀郡の有志は本問題を以て輕々看過すべからずとし、去る十月廿五日信徒總代菊地唯一郎、堀野庄三郎、國政安三郎外數百名より、淺草本願寺に宛て、東京信徒の奮起を促すの書狀を送りたり、又茨城縣東茨城郡の藤井辰次郎外十名よりも同月九日、同じく淺草本願寺眞宗門徒信者に宛て、將來の方針を共にせんことを申出で、爾後擴ます運動に從事せりど、又水戸市東西茨城郡及び新治郡有志者は合意して、本部より辯士を聘し、本月十九日より八日間、各所に演説會を開くといふ。

◎長野同志會 長野市東町康樂寺内に設置しある同志

織し、本部を小樽に置き、演説會を開いて監獄問題並に教政問題に關する聲を高むるに努め特に島氏は東上して本部に至り實況を見聞し、歸來之を報告して、大に盡力せられしかば、うの勢日に盛んにして會員も益々増加す。

會は、去る十一月佛教青年會に向て賛成の意を表示し來り、更に舊臘十五日幹事長尾義俊、井上興惠の兩氏より本會に向て隨喜贊助の旨を申し來り、尙且下支部設立の計畫中あり、下伊奈郡の今村信幸氏は本問題の起りたる當時より大に奮慨し、東京に於て信州に於て大に盡力せらるといふ。山梨の有志は山梨縣は元來宗教事業には頗る冷淡ある地なるが、監獄事件に就ては去る十一月中旬、有志の僧俗縣下各所に集會して左の決議をなせり。

一 東京大日本佛教青年會の決議に同意する事  
二 高位才龍に係はらず耶蘇教徒は國縣市郡村の代議士に擔擧なさざる事  
但し親戚と雖本條に依る事

三 運動委員二名出京せしむる事

◎山梨の有志

東北俗地方なるが、監獄事件に就ては去る十一月中旬、有志の僧俗縣下各所に集會して左の決議をなせり。

◎六鄉是眞會

羽後國仙北郡六鄉是眞會にて本會の趣旨を賛成し、法燈を既滅に挑ぐるは即本會の外に無しとなし、長澤常應、小林定基の兩氏東上して將來の方針について獻策するところありたり。

◎青森の有志

青森縣鰐ヶ澤の有志も又事の容易ならざるを知りて舊臘より大に運動を開始せりといふ。

北海道

◎六鄉佛教同盟會 舊臘岡崎規肇、島津然氏等は佛教青年會の檄文を見て感奮し、直に同地の有志を説て運動に着手し、且つ青年會に向て贊同協力の旨を申し越せりといふ。

◎北海佛教同盟會 陸中水澤町の阿部善覺氏等は佛教青年會の檄文を見て感奮し、法燈を既滅に挑ぐるは即本會の外に無しとなし、長澤常應、小林定基の兩氏東上して將來の方針について獻策するところありたり。

九州

◎眞宗保光會 同會は福岡市博多馬場新町に在りて、同地の眞宗信者ト部五六氏の發起に係る、同會創立の際時、同地の眞宗問題起りたれば、直に同地の東西本願寺教務所に交渉して事實の真相を確め、種々の手段を以て信徒の奮闘を促し、佛教青年會に向て、將來提携して本問題の爲に力を致さんことを誓ひ、益々地方の人心を堅めて團結頗る強しといふ。

◎玉來佛教青年會

本問題の起るや豊後國直入郡玉來村の青年有志は起て玉來佛教青年會を結び、幹事後藤玩藏、堀磯市の兩氏主として運動し、本會の成立あるに際しては満幅の贊成を表し、將來同一の歩調を取らんことを申し來りたり。同地真宗本願寺派眞正寺信法總代後藤植木、渡邊、和田の諸氏は本會の成立を見取り敢へず贊同ふ、此外同郡に於ては

◎各宗同盟會

兩豐護法會、眞宗進德會の各團體も亦本會に贊同してその旨を申し來り、各々會員募集中ありと、而して直入郡に於ける此等各團體の運動は同郡玉來村真正寺住職葦原圓順氏の盡力に成るものにして、氏は本問題の起りてより以來日夜奔走し、至るところに本會の主要を

述へて、刻下焦眉の急務なるを説き、賛成入會者を勧誘せら  
れつゝあり。  
 ○九州佛教協會 同會は佐賀縣三養基郡蘇木村に在り  
て明治廿八年の創立に係り、熊本、佐賀、福岡、大分、長崎  
五縣下の僧俗を以て組織す、今回の事件起るに及んで卒先し  
て會員を説き、佛教青年會に向て同効一致の運動を申し越せ  
り、主動者は柳主一氏にして日域新誌は同氏等の發行する所  
なり。  
 ○日域新誌社 はその紙上に於て盛んに當路者偏頗の  
處置を攻撃し、勇往奮進、飽迄所信を枉げずして初志を貫徹  
せんことを、青年會並に本會に向て申し來れり。  
 ○豐後本派寺院 にては舊臘該教區小集會席上に於て  
本問題を會衆の協議會に附し左の決議を爲せり。  
 一 同問題に付各寺の信徒を勧誘し、佛教徒國民同盟會に加入せしむる事  
を受くる事。  
 但し將來に於て必要な場合には有志相談會を開く諸般の事項を協定  
し本部と通信する事を怠らざるべし。

○福岡縣の有志 福岡縣金救郡、田川郡、京都郡、沖  
津郡合四郡會所の名を以て佛教青年會に賛成を申込み、引次  
き運動に怠りずし、又田川郡の新開天龍氏の如きも熱心に運  
動に從事しその旨青年會に申越せりといふ。  
 ○大分縣匠躬會 大分縣日田郡隈町佛教匪躬會も夙に  
起て正義の轍を翻へし、會頭南木大憲、副會頭平野圓、幹事  
大谷義隆三氏の名を以て、本問題に對する佛教青年會の運動  
に同情を表し、同地方の人心を警醒し、同志を糾合して遙か

○江沼能美二郡の合同 封建制の砌り二郡は各所  
割を異にしたる遺風の爲、眞俗につけ大不便を感じ、あり  
しを、兩郡の有識者大に遺憾とし、請願より始めよどて江沼  
郡より雪中をも厭はず出雲路、藤川、龍山、若原、朝倉、山  
本、明教等の十數人能美郡小松本覺寺へ來られ能美郡の大垣、  
松永、高田、大館、中谷、今川、佐竹、廣端、富田諸氏會同  
し、管事竹中氏前途に横はるところの政教問題につきては、  
吳越猶且同舟の感あり、况んや同一佛教信者の導師を以て任  
するもの豈互に路人の看をなすへけんやとて、所感を述べ、  
同盟會幹事松本氏亦時事の所感を告げ、大に結合の必要を促  
し、元より諸師の奮起するところ、各胸襟を披きて種々相談  
し、最終列車にて惜き袂を分ちたりとす、尙二郡の有志者は、  
金澤河北石川の來りて合せすんは往て合同せんとするの勢わ  
り、况んや金澤及石北の人士豈躊躇するものならんや、至是  
一國全合同を結了する世間何物か我同盟に仇を企てんと試ん  
や。  
 ○能美郡の氣焰 去一月十二日委員會を開く、會者三百  
百有餘名、提議進んで中央地なる東京の政界へ委員數名を  
派遣するの議を決して、先一名京都を經て、廿二日の夜着京、  
目下東奔西走寢食を忘れて、政教問題に盡瘁せられつゝあり  
て各地に遊説を試み、遂に一月十二日金澤別院に於て同會發

○佛教徒加賀國同盟會 金澤市を中心として石川、  
河北両郡に於ても其氣焰頗る昂り、有志者林與右衛門氏等非  
常の熱心を以て盡力せられ、又青年會員蕪城質順氏は歸國し  
て各地に遊説を試み、遂に一月十二日金澤別院に於て同會發

○教道講習院の擴張 大谷派本山に於ては社會的傳

述へて、刻下焦眉の急務なるを説き、賛成入會者を勧誘せら  
れつゝあり。  
 ○九州佛教協會 同會は佐賀縣三養基郡蘇木村に在り  
て明治廿八年の創立に係り、熊本、佐賀、福岡、大分、長崎  
五縣下の僧俗を以て組織す、今回の事件起るに及んで卒先し  
て會員を説き、佛教青年會に向て同効一致の運動を申し越せ  
り、主動者は柳主一氏にして日域新誌は同氏等の發行する所  
なり。  
 ○日域新誌社 はその紙上に於て盛んに當路者偏頗の  
處置を攻撃し、勇往奮進、飽迄所信を枉げずして初志を貫徹  
せんことを、青年會並に本會に向て申し來れり。  
 ○豐後本派寺院 にては舊臘該教區小集會席上に於て  
本問題を會衆の協議會に附し左の決議を爲せり。  
 一 同問題に付各寺の信徒を勧誘し、佛教徒國民同盟會に加入せしむる事  
を受くる事。  
 但し將來に於て必要な場合には有志相談會を開く諸般の事項を協定  
し本部と通信する事を怠らざるべし。

○其他 其他の方面に於ても本問題に關して本會の爲に助成せんとする向  
向渺からずと雖、今は之を略す、就中釋宗演禪師の如きは  
熱心なる賛成者にして、懇篤にその意見を青年會に寄せられ  
たりといふ、又貴族院議員某は青年會へ宛て頗る賛成の旨を  
述べ、且つ貴族院へ建議若くは請願の場合に至れば、十分盡力  
なす可き旨を報じ、衆議院議員藤金作氏の如きも非常の賛成  
にて、書を本會に寄せて其の郷里に支部組織の事を告げられ  
たり、其他の賛成者は他日一括して之を報せむ。  
 ○能美佛教同盟會 以上を以て一應各地の概況を報じたり、尙越前、越中、加賀、  
越後、三河、尾張、山形及北海道より其後の運動の有様を報  
じ來りたれども紙面に限りあるを以て、左の四項のみを掲げ  
て、餘は次號に譲る。  
 第一條 本會は佛教徒加賀國同盟會と稱す。  
 第二條 本會事務所は金澤市英町六十七番地に置く。  
 第三條 本會は僧俗を問はず佛教徒を以て組織す。  
 第四條 本會の目的は佛教本來の面目を發揮し國民の一致力を發揮し國民の  
術を講して國家の獨立と社會の文明とに資せんとするあり。  
 第五條 前條の目的を達せん爲着手すべき事業の方針を定むる事左の如し。  
 第一項 愛國護法の精神を以て佛教を公認教たらしむる事を期す。  
 第二項 國利民福を増進するの事業を策動し慈善的公共的の行為を務めて之  
を爲す事。  
 第三項 各宗の宗教を貢獻せん爲め學德ある人を招聘し時々演説說教を公開  
し社會の智穎を培進せしむる事。  
 第四項 本會の目的を妨げんとする行爲を見認むるときは官民の別なく自衛  
上飽迄の排斥する事(下略)。  
 第五項 猶蕪城質順氏は歸國已來林氏と共に日夜各町村に遊説せら  
れ、又十九日より十日間一市両郡數十個所に於て演説會を開  
き、一層猛烈なる運動を開始する由。

三 梨兒遺棄せられたる幼兒若くは原籍及父母等の氏名判然せざる迷兒又は棄兒既に公共或は個人の拯濟に依り年齢三年以上に達せしものゝ類とす予輩は此等の事業の續々興起じん事を切望して止まざるなり

○市井の道徳  
余輩は一々其意見に同感なり、或點より言へば、我國人は必ず信

用の置けぬ人民は、文明國には無かるべし、彼の學徳共に高き伊藤東涯氏が、夜半醉歩踏蹶として、途中誤りて或家の水瓶に尿したるに付たりと、我國の小學兒童等が、惡戯をなして、近邊の人々を迷惑せしむるなど、は雲泥の相違といふべし、教育者たる者は、德育の點に付ては、大に猛省し注意すべきあり

○兒童の喫煙  
喫煙は大人にも、決して宜しいふにあらねど、兒童には殊に大害あるものなり、即ち第一には軟弱未だ定らざる身体を害して、其發育を害し、神經を遲鈍にすることとはいふまでもなく、第二には風俗の上に於ても、小き兒童が路上にありて卷煙草を燃らすの有様は決してみよきものに非ず、殊に忌むべきは、之が爲に生意氣なる風と贊澤シケチも欲しくなる、ピールも呑んで見たくなる、中學校へも入らぬ内に、社交のことが巧者になり過ぎて、結局なまけ

ものを生ずるは疑ひなきことなり、近頃諸處の尋常中學校に於ても其生徒の喫煙を禁したるもの多きは喜ぶべきことなるが、我佛教徒も、今後常にかかる風俗上のことに注意し、先づ其子弟が一人前とならざるまでは、喫煙を許さぬやうにするが如きは、一つはその子その家の爲のみならず、又社會改良の大なる助けとなるべし

○家庭の改善  
現時の社會に於て改善の道を講ぜざるの記事がいかに多く其三頁を充すかを一讀酸鼻すべきにして父を殺し妻として夫を凌ぎ兄弟相殺傷し姉妹相争鬭するの結果中流以上の社會にありては稍や意をこゝに用ゆるに至りたるに止まり社會多數の家庭は尙依然として昔日の如く極めて痛嘆すべき者多きが如し試みに日々の新聞に見よ子との記事がいかに多く其三頁を充すかを一讀酸鼻すべき金との二者にあるべく而して之を助勢するものは重に家庭の不利益なるにあるが如し故に社會上の罪惡はその原因色とせば宜しく先づ家庭の亂脈を改善せざるべからず家庭の改善

道の急務を察し、先づ傳道者自身を養成せんがため、教導講習院を東京に移轉し、其規模を擴張すべし、同院今後の方針は信仰安心の修養と精神的教育を第一要義とし、諸種の必要な特種學科を加へ、布教方案に就ては細心慎重の態度を以て改良を謀る計畫にて、入院者は嚴密に宗教感化の資性と熱心とを有し、一生を傳道に捧ぐる大決心あるものを撰擇し

○貧民教育  
の聲は今や漸く社會界の傾聽をひかんとする宗敎家先づ是を唱導し教育家之に和し社會學者も亦銳意專心して此問題の研究に從事す、然も未だ吾人が希望して満足せるもの吾之を一部の教育者に見る然も熱誠の欠乏は彼等をむる成功ありしを見す、熱誠は吾之を宗敎家にて見る然も之を實行せんとするに當りて資力の欠乏之を阻害す、設計の整頓するもの吾之を一部の教育者に見る然も熱誠の欠乏は彼等をして全力をこの上で傾注せしめず精緻稠密の研究は吾之を社會學者に見る然も畢竟是れ坐上の空論に止まりて實行の如何は多く問はざるが如きものあり思ふに這般の問題たる決して冷々たる政治的教育家の爲に得べきの業に非ず又理論に奔りて實際に疎なる社會學者の成就し得べきの事にも非ず必らずや

○市井の道徳  
余輩は一々其意見に同感なり、或點より言へば、我國人は必ず信

用の置けぬ人民は、文明國には無かるべし、彼の學徳共に高き伊藤東涯氏が、夜半醉歩踏蹶として、途中誤りて或家の水瓶に尿したるに付たりと、我國の小學兒童等が、惡戯をなして、近邊の人々を迷惑せしむるなど、は雲泥の相違といふべし、教育者たる者は、德育の點に付ては、大に猛省し注意すべきあり

○兒童の喫煙  
喫煙は大人にも、決して宜しいふにあらねど、兒童には殊に大害あるものなり、即ち第一には軟弱未だ定らざる身体を害して、其發育を害し、神經を遲鈍にすることとはいふまでもなく、第二には風俗の上に於ても、小き兒童が路上にありて卷煙草を燃らすの有様は決してみよきものに非ず、殊に忌むべきは、之が爲に生意氣なる風と贊澤シケチも欲しくなる、ピールも呑んで見たくなる、中學校へも入らぬ内に、社交のことが巧者になり過ぎて、結局なまけ

すに思はず  
○僧侶と社會的事業  
僧侶諸氏が其身を自重し、熱心に布教するの傍に於て、又社會の改良に注意せられんことは、予輩が希望する所なり、今此等事業に關して喜ぶべき報道を得たれば左に紹介せん、鹿兒島新聞は報して曰く  
○櫻島の宗教  
櫻島の宗教は西櫻島村宇津戸大谷派說教場出張員井口支敎氏は本年七月同地に出現せし以來熱心に布教に從事せる勿論風俗改良及び衛生等種々の事に注意し又た折りく演説等をして一般に注意を呼び大門徒の歸化を得たり  
○大慈氏  
大慈氏は本年八月同所に赴任したるものなるが、開敎の爲め毎月三回の説法を開きつゝ傍に遷善するものか立て村内の若者があつて英語漢學數學等を教授せしがは躍然として一村を化し入會者目下三十余名に達し即ち語の聲を耳にするに至り殊に同地方は一六遊の流行盛にして少年のもの争ふてその群に投し冬季には衆の暖なるに乗じて不善をばたらしく習なりしに本年はその弊害なきは偏に大慈氏の賜なりと村民は大に喜び居し處今般函館本願寺の命に依りて天鹽に轉任となりしと聞きて孰れも眞僧の承認を認めらるるを望みて止ます今回信徒札幌なる北門新聞又報して曰く  
○僧侶の慈善  
僧侶の慈善は南島北海のみに止らず、中國の出雲なる仁田郡横田村普賢寺内に設けられたる淨財廟育兒院なり、今其細則により、拯濟すべし兒童の種類を示さば

第一條 本院に拯濟教育すべき院兒は滿三年以上十三年以下の男女にして左の三種に分つ  
一 孤兒双親を喪ひ他人に養育保護を受へき道なき者若くは父を喪ひし爲め遺族生活を失し且つ補助を受へ、親戚等のあらざる者の類とす  
二 貧兒疾病其他災害等に罹りたる赤貧者にして生活の道を失ひたる者の児女若しくは父又は母を喪ひ俄に生活の道を失ひ或は貧困其他事情の爲め家を逐はれ將に飢餓又は乞食に陥らんとする者若しやは已に名食に陥り路頭に漂浪せるものゝ類とす

を計るには先づ女子の普通教育を普及せざるべからず現時の女子教育の如きは徒らに無論の高きにのみ馳せて實際の運用に乏しく吾國固有の習俗を顧ずして泰西の制度にのみ摸倣したるものにして是が爲め社會の父兄をして却て之を厭はしむるの傾向を生ずるに至らしめたるよ誠て慨モベキの極なりとすされど女子普通教育の普及は其事誠に大にして一朝一夕のよく之を完備する事能はざるを以て一方に銳意この普及を計畫すると共に更に他方に於て簡易なる家庭新聞若くは雑誌を購讀せしめ漸次其の思想を啓發して家庭と懐ふの念を惹起せしめんには遂に圓満なる家庭を形成し一家和樂の域に達することを得んか今や内地難居も數月の後に切迫し來りたる時なれば社界上種々の問題は必らずや櫛齒も啻ならざるべけれは苟くも心を世界改善の上に傾注するの士にありては最もこの點に留意し社界の根底たる家庭の改善に力めざる可らず正誤本誌第一號の記事に付て巢鴨監獄署より、左の取消文到着せり、條例に因て掲ぐ

本月一日貴會發免政教時報第一號第十三頁に於て村井清と題したる記事中「彼は日々囚徒の教誨に從事しつゝあるなり」云々又「囚徒が日々監督官に就て速に教誨を舊に復されん事を懇請する者所由なきにあらざるなり云々」と記載相成度此段申進候也明治三十二年一月十一日警視廳巢鴨監獄署印、本郷區森川町番地佛教徒國民同盟會出版部御中

## 書録

次に廈門は如何にと申すに此處は御承知の如く盛なる商業地

に有之候故從して福州とは布教の方法も幾分か異なる點ある様に考へ候御承知如く當地は當年八月より加藤廣海なる布教參り開教を致し現今にては名義のみの門徒にても已に九百

戸も有之尙漸次增加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滞在所の如きも十戸餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して中三四日を費し漳州の方も視察に參り候が當地なれば未だ開教せざるに既に三十戸餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す

掛教師を派遣致し吳れど云督促狀を送り來ると云有様にて實

に非常に都合宜しく尙泉州も同様の次第にて實は拙僧も近々

四五ヶ月間に如何にして如此都合能く進歩致したるかを疑ふ

布教師派を遣致し吳れど云督促狀を送り來ると云有様にて實

に非常に都合宜しく尙泉州も同様の次第にて實は拙僧も近々

戸も有之尙漸次增加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滞在所の如きも十戸餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して中三四日を費し漳州の方も視察に參り候が當地なれば未だ開教せざるに既に三十戸餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す

掛參り開教を致し現今にては名義のみの門徒にても已に九百

戸も有之尙漸次增加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滞在所の如きも十戸餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して中三四日を費し漳州の方も視察に參り候が當地なれば未だ開教せざるに既に三十戸餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す

掛參り開教を致し現今にては名義のみの門徒にても已に九百

戸も有之尙漸次增加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滞在所の如きも十戸餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して中三四日を費し漳州の方も視察に參り候が當地なれば未だ開教せざるに既に三十戸餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す

掛參り開教を致し現今にては名義のみの門徒にても已に九百

戸も有之尙漸次增加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滞在所の如きも十戸餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して中三四日を費し漳州の方も視察に參り候が當地なれば未だ開教せざるに既に三十戸餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す

掛參り開教を致し現今にては名義のみの門徒にても已に九百

戸も有之専漸次增加の勢有之中々盛に御座候尙私も廈門滞在所の如きも十戸餘の門徒有之日々の如く一日も早く開教して中三四日を費し漳州の方も視察に參り候が當地なれば未だ開教せざるに既に三十戸餘の門徒あり尙其途中なる石碼と申す

## 廣告

## 佛教徒國民同盟會全國大會豫告

佛天の冥祐と同慶諸彦の賛同により、我佛教徒國民同盟會は今や日さに全國各地に支部設立の全運に至れり。而して時を請ひ、會盟一致。而して第一回幹事總會を開き、本會規程所約の諸種の事項を議決し、今後運動の方針や諸種事業の實行などを畫策する所をわらむ。而して其時日の如き、事機の緩急に隨ひ未だ確定しむる所以なり。冀くは各地既に支部開設の分は益其事業を進め未開設の分は、卒急之を開設して之を大會席上に報告せられ、活動せる所を望む。且つ本會は沈滯せる佛教界の積極的方針を打ち立てる生命を加へ、諸種の積極的方針を作られむことを實に切望に堪能さる。

## 大日本佛教青年會入會手續

一、東京在留の人に於いて入會申込する時は本部に至り會員登録簿に自筆署名せらるべし。  
二、地方より送致せらるべし。  
三、右何れも規則第八條により會員二名の紹介を要す。若し會員中に知己なきときは自己の経歴を具して本部に申込み、又ときは特に其便宜を與ふべし。

## 佛教徒國民同盟會入會手續

四方同感の諸彦は左の書式に従ひ個人若くは連名を以て至急御申込被成下度候(用紙美濃單十二行、地方部設立の分は地方部へ一通を止め、本部へ一通御送致被下度候)

年月日 佛教徒國民同盟會御中 原籍族籍姓 名印

明治三十二年一月廿一日印刷

發行兼編輯人 木村小一郎

發行所

東京市本郷森川町橋通三百十一號

郵便局名 佛教徒國民同盟會出版部

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢

廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢  
無遞送料

一、本誌は毎月二回(一月、十五日)發行す。  
二、本誌は一切前金にあらざれば註文に應ぜず。  
三、本誌代金は必ず小為替にて遅延の事なし。郵便代用の節は五厘切手にて一割増  
四、本誌の定價左の如し。

● 社説 (内政當局者に最後の断行を促す) 政治家  
● 信界 (宗教各代議士の意見を貢賀する) 會報 參北陸等の拠地尾  
● 其他本號には大日本佛教青年會の廣告等數十件あり  
● 雜錄 (清國布教の視察尾)

申込所 東京市本郷森川町橋通三百十一號  
佛教徒國民同盟會出版部  
大阪市南区本町二丁目五十五番地  
關西佛教徒同盟會事務所

## 耶蘇教耶

## 耶蘇教耶

代價二十銭  
郵便共金二十銭  
十部以上一割引

代價二十銭  
郵便共金二十銭  
十部以上一割引